

◇◆◇目次◇◆◇

- 1 【周知】人手不足の中小企業支援策「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」のご案内（厚生労働省）
- 2 【募集】外国人留学生活用オンラインセミナー参加者募集のお知らせ（岐阜県）
- 3 【募集】「岐阜県移住支援事業・マッチング支援事業」登録企業募集のお知らせ（岐阜県）

★★

1 【周知】人手不足の中小企業支援策「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」のご案内

人手不足の中小企業支援策として、昨年度より厚生労働省 受託事業「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」がスタートしています。

外国人材採用から受入後のサポートを含め、人手不足解消に向けて、本事業をぜひご活用ください。

○地域外国人材受入れ・定着モデル事業とは

深刻な人手不足を解消するために2019年に創設された在留資格「特定技能」の外国人材と、地方の中小企業との間のマッチングを行い、受け入れた外国人材が職場や地域へ定着できるよう支援する事業です。

○本事業のメリット

- 1 本事業を活用することで、採用にかかる費用を一部抑えることができます！
- 2 各業種の技能試験をクリアした人材を採用できます！
- 3 採用したあとの「定着」に向けたサポートを受けることができます！

○事業の内容

次のウェブサイトをご覧ください。

- ◆本事業照会ウェブサイト <https://wiji.mhlw.go.jp/>
- ◆厚生労働省リンク https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14395.html
- ◆岐阜県 HP 内容 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/113463.html>

○問合せ先

- ◆受託事業者：パーソルキャリア（株） 地域外国人材定着事業部 担当 山本、山田

3 「岐阜県移住支援事業・マッチング支援事業」登録企業募集のお知らせ

県では、東京圏からの移住・就業促進のため、東京 23 区（在住者又は通勤者）から岐阜県へ移住し、中小企業等に就業した場合、その移住者に対して支援金（最大 100 万円）を支給する「移住支援事業」を実施しています。

移住者の就業先企業については、県に登録した企業であることが支援金支給の条件となっているため、企業の登録を募集しています。

登録企業及びその企業の求人情報については、県が運営するマッチングサイトへの掲載を行います。

<事業の概要>

- 東京 23 区（在住者又は通勤者）から岐阜県へ移住して就業した場合、その移住者に対して、県と居住地の高山市が協働して移住支援金を支給します。【移住支援事業】
- 県が運営するマッチングサイトに、移住支援金の対象法人及び求人に関する情報を掲載します。【マッチング支援事業】

※移住支援事業の対象となる法人は、このマッチングサイトに移住支援金の対象として求人情報が掲載された法人のみとなります。

※対象法人において採用した者（東京圏から移住して就業した者）が、移住支援金を申請する際には、対象法人において就業証明書等にご協力いただくこととなります。

<申請方法>

- 「岐阜県におけるマッチング支援事業」実施要領に基づき、事前に県への登録が必要になります。

※マッチングサイトへの掲載には、県の登録と併せて、岐阜県中小企業総合人材確保センター（ジンサポ！ぎふ）への求人登録が必要となります。

- 登録申請書及び法人の登記簿謄本をジンサポ！ぎふまで郵送してください。

- 登録申請書様式および求人票様式については、ジンサポ！ぎふホームページ⇒「企業の方」ページから、ダウンロードしてください。

URL <https://jinsapo.jinzai-gifu.jp/corpreregister>

- 求人情報は、「岐阜県求人データベース ジンチャレ！求人 ぎふ」に登録ください。

URL <https://jinsapo.jinzai-gifu.jp/corpenrance>

<問合せ先>

〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-12

岐阜県中小企業総合人材確保センター（ジンサポ！ぎふ）

TEL 058-278-1146 FAX 058-278-1148 E-mail kigyo@jinzai-gifu.jp

★★

***** メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更 *****

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、rousei555@city.takayama.lg.jpあてにメールでご連絡ください。

○配信中止の場合

タイトル：【配信中止】

本文：事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合

タイトル：【メールアドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス